# 潟上市立東湖小学校 いじめ防止基本方針

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」「潟上市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境づくりを目指して、「東湖小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### 1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

本校学校教育目標は「夢をもち 共に学び 未来を拓く子どもの育成」であり、経営の基本方針の一つに「豊かな人間性の基礎を育む教育活動の充実」がある。いじめ防止は、教育目標の具現化を図るために重点的に取り組まなければならないことである。

- ①いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権 侵害である。
- ②いじめの訴えには真摯に耳を傾け、いじめには毅然とした態度で組織的に対応する。
- ③いじめのない学校を目指し、家庭や地域と連携を図る。

#### 2 いじめの未然防止

#### (1) 学級経営の充実

- ○わかる・できる授業づくりを目指し、効果的に学び合いの場を設け、全ての児童が 参加・活躍できる授業を工夫する。
- ○話合い活動や学級会活動の充実を図り, 自己有用感を高める。
- ○児童一人一人が学級で活躍できる場や,集団で協力する場を意図的に設け,学級への所属意識を高め,絆づくりをする。

### (2) 道徳教育の充実

- ○道徳の時間を通して,道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め, 児童の自己肯定感を高める。
- ○教育活動全体を通して,児童相互の人間関係や教師と児童との信頼関係を深め,道 徳性を育み,豊かな心を育成する。
- ○道徳の授業をPTAやみんなの登校日などで保護者や地域に積極的に公開する。

### (3) 天王地区「ふれあい宣言」の推進

- ○「ふれあい宣言」を児童に定着させ、望ましい規範意識を育成し、よりよい人間関係の構築を目指す。
- ○一人一人が意識して実行していくための,児童の自発的・主体的な取組を推進する。

#### (4) 明るく楽しい学校を目指す児童会活動

- ○児童が企画・運営する各委員会主催の集会を実施する。
- ○縦割り班活動で異学年交流を積極的に推進し、自主的な活動を多く取り入れる。

#### (5) 教職員の共通理解とぶれのない姿勢

- ○いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であり、毅然として対応 しなければならないことを全ての教職員が共通理解し指導にあたる。
- ○教職員の言動が、いじめを誘発・助長・黙認することのないように細心の注意を払う。

### 3 いじめの早期発見

### (1) 児童の実態把握

- ○授業中や休み時間の児童の様子を観察し,表情や行動に目を配る。長休みや昼休み,登下校など,校務員や支援員,スクールガードなどからも情報を得る。
- ○いじめにつながる言動や人間関係の変化を見逃さず、常に情報を共有する。
- ○いじめ発見のチェックリストを活用する。
- ○いじめを含む生徒指導に関する児童アンケートを年3回実施し、状況を把握する。
- ○家庭訪問などを通して保護者と連携し、地域からの情報にも耳を傾ける。

# (2) 校内組織・体制の整備

- ○児童や保護者などがいじめに係る不安や悩みを相談できるように,校務分掌に教育 相談を位置付け,保護者へ周知する。
- ○定期的に「子どもを語る会」を実施し、気になる児童の情報を共有し、全教職員で 観察したり見届けしたりする。
- ○いじめに関する校内研修を実施し、いじめの早期発見につなげる。

#### 4 いじめへの対応

#### (1) いじめ問題に取り組む体制の整備

○いじめ防止対策推進法第22条より、次の組織を設定する。

<名称>「学校いじめ防止等対策委員会」

<構成> 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 養護教諭, 担任 ※必要に応じて, スクールカウンセラー等を加える。

<主な役割>・いじめに関する情報の収集及び共有

- ・いじめの事実確認と対応策の検討
- ・被害・加害児童及びその保護者への指導と対応
- ・警察への通報,外部組織への協力要請 など

# (2) いじめ問題の対処

○いじめを発見した場合は,被害児童の安全確保を最優先し,すみやかに校長に報 告する。

○校長は,「学校いじめ防止等対策委員会」を招集し,役割を分担して,事実関係 を正確に把握し,その後の対応方針を決定する。

- ○いじめが確認された場合、被害・加害児童の保護者に事実関係を伝え、家庭と連携を図り問題の解決にあたる。事実確認により明らかになった情報は適切に提供する。
  - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援
  - ・いじめをした児童に対する指導及び保護者に対する助言
  - ・いじめの加害・被害児童のいる学級・学年への指導
- ○被害・加害児童及びその保護者との連絡を密にし、家庭訪問や面談を適宜実施するなど事態の収拾に努める。
- ○事態が収拾した後も,全教職員で被害・加害児童の様子を観察し継続的に指導・ 支援を行う。

### (2) いじめ対処の留意事項

- ○校長は、被害児童が安心して教育を受けられるような措置を講じる。
- ○被害児童には養護教諭やカウンセラーなどを活用し、心のケアを図る。
- ○校長は、加害児童に対して教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条 により懲戒を加える。
- ○必要に応じて心理・福祉の専門家など関係機関と連携し対応する。
- ○校長のリーダーシップのもと,「学校いじめ防止等対策委員会」を機能させる。

# 5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条により、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

- (1) 重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、調査主体や調査組織について協議の上、当該事案へ対処する組織を設置する。
- (2)「潟上市いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行い、必要に応じて当該事案 に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力する。

#### 6 保護者, 地域との連携

- (1) PTAなどの機会を利用して、いじめのない学校を目指す本校の方針を保護者に伝え、学校便り、学級通信を通して情報提供したり協力を呼びかけたりする。また、 日頃から電話・家庭訪問などを通して保護者と連絡を取り合い、相談しやすい環境 づくりに努める。
- (2)「ふれあい宣言」を保護者や地域に周知し、家庭・地域と共に望ましい規範意識を育む。
- (3) いじめ防止基本方針をホームページ上に公開し、地域住民を巻き込んで、地域と一体となっていじめ防止を図る。